平成２２年（フ）第８５４号
高知市万々598番地６
債務者　安岡　信幸
１　決定年月日時　平成22年12月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第８５７号
高知市神田45番地７　あすなろコーポ３Ｆ北
債務者　水野　優美
１　決定年月日時　平成22年12月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第８６４号
高知市布師田2683番地８　セジュール布師田102号
債務者　岩原　利彦
１　決定年月日時　平成22年12月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第８８５号
高知市北竹島町446番地
債務者　宮地　修子
１　決定年月日時　平成22年12月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１７１号
鹿児島県垂水市高城927番地３、旧住所大阪府四條畷市美田町18番32号　伸栄ハイツ208
債務者　木場富士夫
１　決定年月日時　平成22年12月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第３４１８号
北海道千歳市富丘３丁目１番19号
債務者　畠山　浩二（旧姓長谷川）
１　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３４８６号
札幌市北区北34条西２丁目２番13―202号
債務者　川下　智昭
１　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３６１３号
札幌市白石区菊水３条５丁目２番６―402号
債務者　戸松　良一
１　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３６３４号
北海道江別市萌えぎ野東３番地の７
債務者　泉野　貴史
１　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３６３５号
北海道江別市萌えぎ野東３番地の７
債務者　泉野ひろみ
１　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３６８２号
札幌市東区北28条東12丁目２番１号　ノースシャトー28―103号
債務者　井上　英子
１　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３６９７号
札幌市南区真駒内泉町４丁目３番２―408号
債務者　近藤　良信
１　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３７３５号
札幌市北区北22条西６丁目１番８号　グローブ22―403号
債務者　豊田　美幸（旧姓小方）
１　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３７９３号
札幌市豊平区美園２条５丁目４番３号　小林ビル302号
債務者　千葉美穂子
１　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３８２２号
札幌市東区北23条東13丁目３番12号　東豊マンションＡ201
債務者　山崎富志子
１　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３８２７号
北海道北広島市大曲並木３丁目６番地17
債務者　内山美由紀
１　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３８４０号
札幌市手稲区富丘２条６丁目４番27号
債務者　島貫　　茂
１　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３８８８号
北海道千歳市清水町４丁目24番地
債務者　亀濱　靖史
１　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部